

一般社団法人明専会 倫理規定

前 文

一般社団法人明専会(以下「当法人」という。)が大学、社会、産業界に及ぼす影響は、極めて大きく、かつ多岐にわたっています。我々当法人会員は、このような状況をよく認識し、専門的知識、技術、経験を最大限に発揮し、設立の趣旨にあるように学術、文化の発展に寄与するために最善を尽くすことを誓い、以下のように綱領を定めます。

綱 領

1. (当法人会員としての責務)

専門的知識、技術、経験、良識に基づき、「豊かな環境」、「健全な社会」、「安心で健康な生活」の増進・向上を促進するために最善を尽くします。

2. (社会に対する貢献)

現在及び将来の人々の安全と福祉、健康に対する責任を自覚し、その保全に努めることに全力を尽くします。

3. (自己研鑽・技術継承)

専門的知識、技術、経験、人格などを継続的な自己研鑽により常に高める努力をします。また後進に対し積極的に指導、援助、激励を行うことに努めます。

4. (権利の尊重)

互いに人権、権利、プライバシーを尊重し、他者の業績である知的成果、知的財産権を侵しません。

5. (情報の発信)

常に中立的、客観的な立場から誠意を持って社会に正しく説明するように努めます。

6. (公平性)

世の中の多様性に配慮し、全ての人々に公平・誠実に対応します。また、ジェンダー差別と見なされる表現は使用しません。

附則

- 1 この規定は、当法人の設立登記の日から施行する。
- 2 この規定の改正は、理事会の議決を経たうえ行うものとし、その後に開催される総会に報告するものとする。
- 3 令和3年12月4日の理事会決議により一部修正。